

週刊WEB

企業経営 マガジン

2018
562
2/6

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2018年1月31日号

2017年10－12月期の実質GDP

～前期比0.2%(年率0.8%)を予測

経済・金融フラッシュ 2018年1月31日号

鉱工業生産17年12月

～生産の好調が続くが、IT 関連財の牽引力は弱まる

経営
TOPICS

統計調査資料

労働力調査(基本集計) 平成29年(2017年)12月分平均(速報)

経営情報
レポート

要点だけをしっかり掴む！

中小企業で活用する経営分析

経営
データ
ベース

ジャンル:事業承継・相続 サブジャンル:相続税の基本

相続人の範囲

相続時の注意点

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

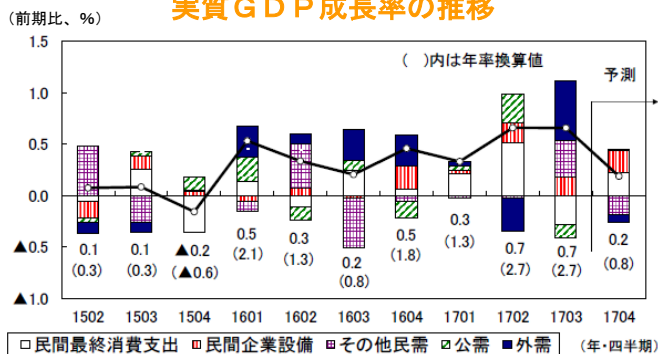
ネット
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

2017年10-12月期の実質GDP ～前期比0.2%(年率0.8%)を予測

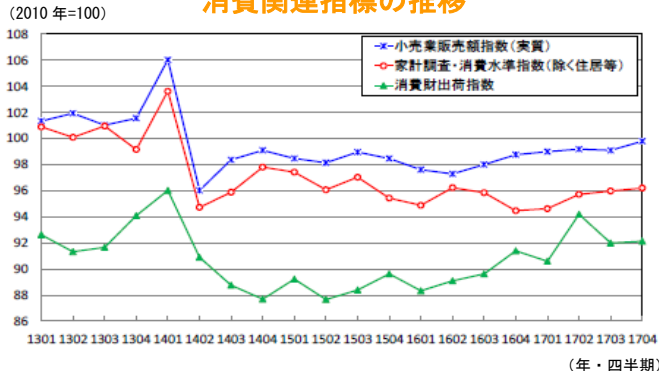
1 2/14 に内閣府から公表される 2017 年 10-12 月期の実質GDPは、前期比 0.2% (前期比年率 0.8%) と 8 四半期連続のプラス成長になったと推計される。

実質GDP成長率の推移



2 民間消費(前期比0.4%)、設備投資(同 1.4%)の増加から国内需要は5四半期連続で増加したが、輸入が高い伸びとなり外需寄与度が前期比▲0.1%と成長率を押し下げたため、7-9月期に比べて成長率は大きく低下した。ただし、10-12月期の減速は輸入の高い伸び、民間在庫変動の押し下げによるもので、景気が実勢として弱まったわけではない。

消費関連指標の推移

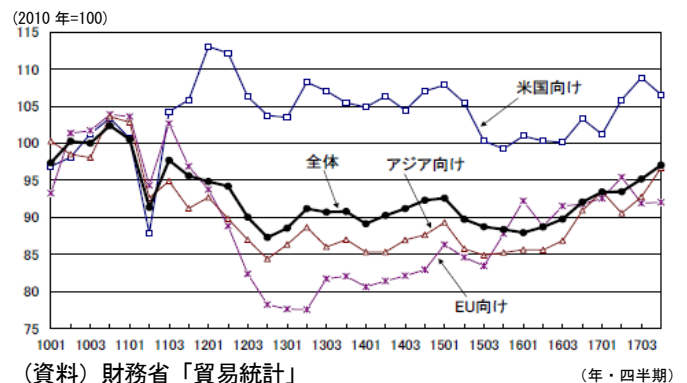


3 名目GDPは前期比▲0.0%(前期比年率▲0.0%)と5四半期ぶりのマイナス成長となるだろう。GDPデフレーターは前期比▲0.2%、前年比▲0.0%と予測する。

4 7-9月期、10-12月期を通して好調なのは輸出、設備投資の企業部門である。一方、民間消費は増加に転じたが、7-9月期と均してみれば横ばい圏の動きにとどまり、住宅投資は2四半期連続で減少した。家計部門は低調な推移が続いていると判断される。

5 先行きについても、海外経済の回復に伴う輸出の増加、企業収益の改善を背景とした設備投資の回復が続くことが予想されるが、名目賃金の伸び悩みや物価上昇に伴う実質所得の低迷から家計部門は厳しい状況が続くそう。当面は企業部門(輸出+設備投資)主導の経済成長が続く可能性が高い。

地域別輸出数量指数(季節調整値)の推移



「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

鉱工業生産17年12月 ～生産の好調が続くが、 IT関連財の牽引力は弱まる

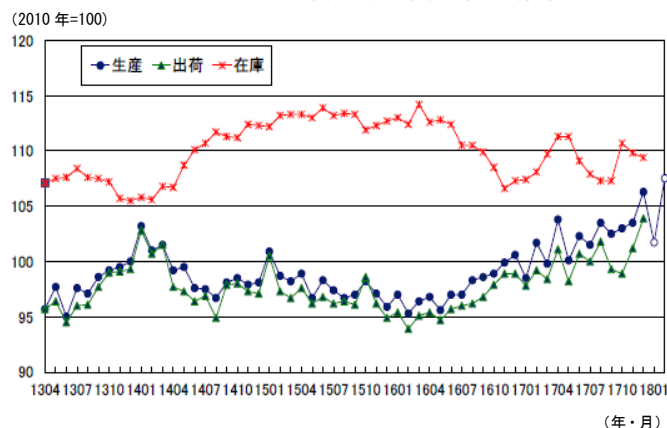
1 10-12月期は増産ペースが加速

経済産業省が1月31日に公表した鉱工業指数によると、17年12月の鉱工業生産指数は前月比2.7%(11月:同0.5%)と3ヵ月連続で上昇し、事前の市場予想(QUICK集計:前月比1.6%、当社予想は同1.2%)を上回る結果となった。出荷指数は前月比2.7%と2ヵ月連続の上昇、在庫指数は前月比▲0.4%と2ヵ月連続の低下となった。

12月の生産を業種別に見ると、情報通信機械(前月比▲1.4%)は低下したが、輸送機械(同6.3%)、はん用・生産用・業務用機械(同4.8%)が高い伸びとなるなど、速報段階で公表される15業種中、12業種が前月比で上昇、3業種が低下した。

17年10-12月期の生産は前期比1.8%と7四半期連続で上昇し、7-9月期の同0.4%から伸びが大きく加速した。

鉱工業生産・出荷・在庫指数の推移



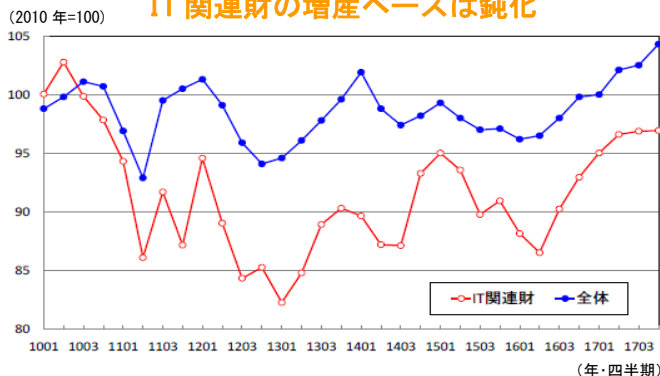
2 IT関連財の在庫調整には要注意

在庫循環図を確認すると、17年4-6月期に「意図せざる在庫減少局面」から「在庫積み増し局面」に移行した後、3四半期続けて同一局面に位置したが、10-12月期は景気のピークアウトを示唆する45度線に近づく動きとなった。

出荷指数が7-9月期の前年比3.7%から同2.9%へと伸びが鈍化したことに加え、在庫指数が前年比2.0%と7四半期ぶりに増加に転じた。現時点では最終需要が堅調に推移しているため、在庫調整圧力はそれほど高くないが、後述するようにIT関連財では17年度に入ってから在庫水準が大幅に上昇している。

製造工業生産予測指数は、18年1月が前月比▲4.3%、2月が同5.7%となった。生産計画の修正状況を示す実現率(12月)、予測修正率(1月)はそれぞれ▲1.3%、▲1.1%であった。

IT関連財の増産ペースは鈍化



経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

労働力調査(基本集計)

平成29年(2017年)12月分平均(速報)

総務省 2018年1月30日公表

結果の概要

【就業者】

- 就業者数は 6542 万人。前年同月に比べ 52 万人の増加。60 か月連続の増加。
- 雇用者数は 5863 万人。前年同月に比べ 43 万人の増加。60 か月連続の増加。
- 正規の職員・従業員数は 3441 万人。前年同月に比べ 50 万人の増加。37 か月連続の増加。
非正規の職員・従業員数は 2081 万人。前年同月に比べ 9 万人の増加。3 か月連続の増加。
- 主な産業別就業者を前年同月と比べると、「学術研究，専門・技術サービス業」，「医療，福祉」，「教育，学習支援業」などが増加。

【就業率】

- 就業率は 58.9%。前年同月に比べ 0.5 ポイントの上昇。

【完全失業者】

- 完全失業者数は 174 万人。前年同月に比べ 19 万人の減少。91 か月連続の減少。
- 求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が 2 万人の減少。
「自発的な離職（自己都合）」が 10 万人の減少。

【完全失業率】

- 完全失業率（季節調整値）は 2.8%。
前月に比べ 0.1 ポイントの上昇。

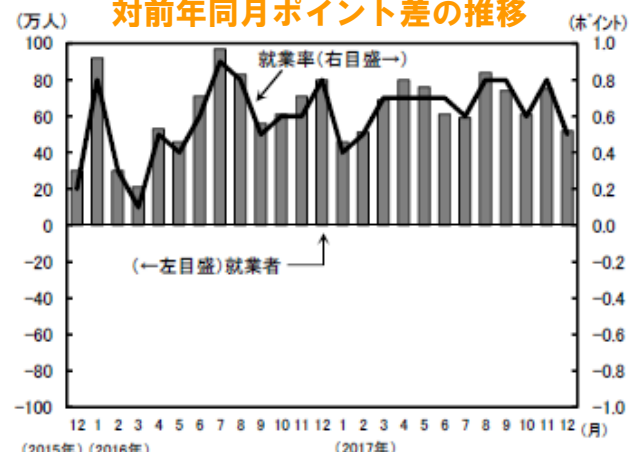
【非労働力人口】

- 非労働力人口は 4380 万人。前年同月に比べ 40 万人の減少。31 か月連続の減少。

原数値	実数 (万人, %)	対前年同月増減 (万人, ポイント)				
		12月	11月	10月	9月	
就業者	6542	52	75	61	74	
自営業主・家族従業者	645	9	-14	3	-7	
雇用者	5863	43	86	62	74	
正規の職員・従業員	3441	50	88	68	76	
非正規の職員・従業員	2081	9	20	5	-2	
パート	1006	-5	12	18	18	
アルバイト	438	-20	-6	-21	-7	
労働者派遣事業所の派遣社員	130	3	1	4	-3	
契約社員	301	17	1	12	11	
嘱託	128	12	11	0	-3	
その他	80	3	0	-8	-19	
農業，林業	177	6	-1	-8	-4	
建設業	494	-8	-8	9	6	
製造業	1040	-3	13	10	26	
情報通信業	210	5	0	17	2	
運輸業，郵便業	340	-8	0	9	12	
卸売業，小売業	1066	-18	-1	15	22	
学術研究，専門・技術サービス業	236	21	10	0	-4	
宿泊業，飲食サービス業	392	1	-6	-15	-6	
生活関連サービス業，娯楽業	230	-2	-2	7	3	
教育，学習支援業	329	18	13	7	-2	
医療，福祉	828	20	26	13	-7	
サービス業(他に分類されないもの)	444	11	24	18	18	
就業率	58.9	0.5	0.8	0.6	0.8	
うち15～64歳	75.8	1.0	1.1	0.9	0.8	
完全失業者	174	-19	-19	-14	-14	
男	103	-19	-12	-12	-16	
女	72	2	-7	-2	2	
定年又は雇用契約の満了	18	-2	1	-2	-6	
勤め先や事業の都合	30	-2	-1	-1	-2	
自発的(自己都合)	75	-10	-12	-6	0	
学卒未就職	5	-1	-2	-3	-2	
収入を得る必要が生じたから	23	-5	-4	-3	-3	
その他	19	2	-2	0	-1	
非労働力人口	4380	-40	-59	-50	-57	

季節調整値	実数 (%)	対前月増減 (ポイント)				
		12月	11月	10月	9月	
完全失業率	2.8	0.1	-0.1	0.0	0.0	
男	2.8	-0.1	0.0	0.0	0.0	
女	2.7	0.2	-0.1	-0.1	0.2	

就業者の対前年同月増減と就業率の
対前年同月ポイント差の推移



1 就業状態別人口

- 前年同月に比べ、労働力人口は33万人(0.5%)の増加、非労働力人口は40万人(0.9%)の減少。
- 15～64歳の労働力人口は10万人(0.2%)の増加、非労働力人口は69万人(4.0%)の減少。
- 65歳以上の労働力人口は22万人(2.8%)の増加、非労働力人口は29万人(1.1%)の増加。

就業状態別人口

(万人, %, ポイント)

2017年12月 (平成29年)		実数			対前年同月増減		
		男女計	男	女	男女計	男	女
15歳以上人口	総数	11103	5363	5741	-8	-3	-4
	15～64歳	7580	3833	3747	-60	-28	-32
	65歳以上	3523	1530	1993	52	24	27
労働力人口	総数	6716	3769	2947	33	-16	49
	15～64歳	5903	3280	2623	10	-22	32
	65歳以上	813	489	324	22	5	17
就業者	総数	6542	3666	2875	52	3	48
	15～64歳	5744	3189	2555	30	-1	31
	65歳以上	798	477	321	21	4	17
完全失業者	総数	174	103	72	-19	-19	2
	15～64歳	159	91	68	-20	-21	1
	65歳以上	16	12	4	2	1	1
非労働力人口	総数	4380	1591	2790	-40	13	-52
	15～64歳	1671	550	1121	-69	-7	-62
	65歳以上	2709	1040	1669	29	18	11
労働力人口比率	総数	60.5	70.3	51.3	0.4	-0.2	0.9
	15～64歳	77.9	85.6	70.0	0.7	0.1	1.4
	65歳以上	23.1	32.0	16.3	0.4	0.0	0.7
就業率	総数	58.9	68.4	50.1	0.5	0.2	0.9
	15～64歳	75.8	83.2	68.2	1.0	0.6	1.4
	65歳以上	22.7	31.2	16.1	0.4	-0.1	0.7

2 就業者の動向

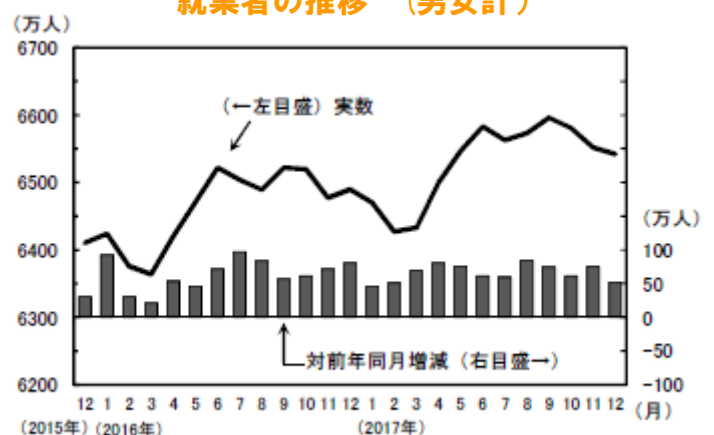
1 就業者数

- 就業者数は6542万人。前年同月に比べ52万人(0.8%)の増加。60か月連続の増加。
- 男性は3万人の増加、
- 女性は48万人の増加。

男女別就業者

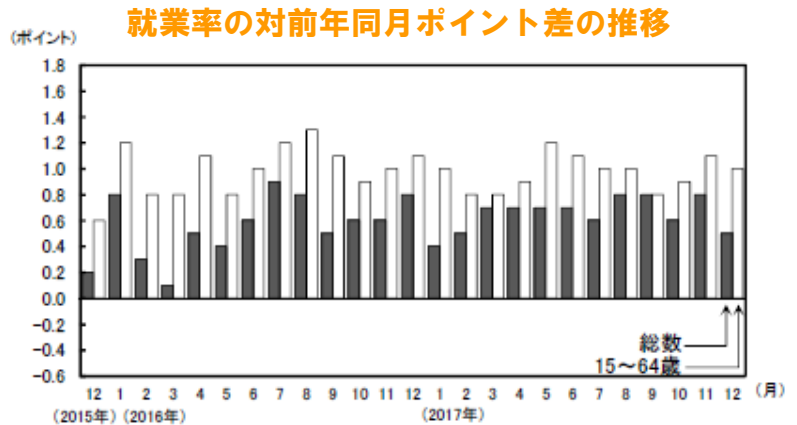
2017年12月 (平成29年)	実数	対前年 同月増減
就業者	6542	52
男	3666	3
女	2875	48

就業者の推移 (男女計)



2 就業率

- 就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は58.9%。前年同月に比べ0.5ポイントの上昇。
- 15~64歳の就業率は75.8%。前年同月に比べ1.0ポイントの上昇。
男性は83.2%。0.6ポイントの上昇。
女性は68.2%。1.4ポイントの上昇。



3 従業上の地位

- 自営業主・家族従業者数は645万人。前年同月に比べ9万人(1.4%)の増加。
- 雇用者数は5863万人。前年同月に比べ43万人(0.7%)の増加。60か月連続の増加。
男性は3249万人。5万人の増加。
女性は2614万人。38万人の増加。
- 非農林業雇用者数は5811万人。常雇は5401万人。
- 常雇のうち、無期の契約は3886万人。
有期の契約は1179万人。

従業上の地位別就業者

2017年12月 (平成29年)	実数	対前年 同月増減
就業者	6542	52
自営業主・家族従業者	645	9
雇用者	5863	43
男	3249	5
女	2614	38
うち非農林業雇用者	5811	45
常雇	5401	71
無期の契約	3886	45
有期の契約	1179	43
役員	336	-17
臨時雇	341	-25
日雇	69	-1

4 雇用形態

- 正規の職員・従業員数は3441万人。前年同月に比べ50万人(1.5%)の増加。37か月連続の増加。
- 非正規の職員・従業員数は2081万人。前年同月に比べ9万人(0.4%)の増加。3か月連続の増加。
- 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.7%。前年同月に比べ0.2ポイントの低下。

雇用形態別雇用者

2017年12月 (平成29年)	男女計			男			女		
	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合
役員を除く雇用者	5522	59	...	2989	14	...	2533	45	...
正規の職員・従業員	3441	50	62.3	2323	25	77.7	1117	24	44.1
非正規の職員・従業員	2081	9	37.7	666	-11	22.3	1416	21	55.9
パート	1006	-5	18.2	111	-12	3.7	895	6	35.3
アルバイト	438	-20	7.9	226	-9	7.6	212	-10	8.4
労働者派遣事業所の派遣社員	130	3	2.4	47	-4	1.6	83	7	3.3
契約社員	301	17	5.5	162	7	5.4	139	10	5.5
嘱託	128	12	2.3	78	5	2.6	50	7	2.0
その他	80	3	1.4	41	1	1.4	38	1	1.5

注) 割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合を示す。

労働力調査(基本集計)平成29年(2017年)12月分平均(速報)の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



要点だけをしっかり掴む！

中小企業で活用 する経営分析

- 1.財務分析の体系を理解する
- 2.実数分析の手法を理解する
- 3.比率分析の流れと体系を理解する
- 4.損益分岐点分析で黒字経営を実現する
- 5.管理会計で月次決算を行う



1

企業経営情報レポート

財務分析の体系を理解する

決算書に表わされる経営データは、会社の客観的経営力を示します。

決算書は、自社の過去の取組みが総合結果として示され、自社の発生型問題の80%を見せてくれます。

■ 決算書を実数・比率の分析に置き換えて見直す

財務分析は、損益計算書や貸借対照表などの決算書（財務諸表）をさまざまな観点から分析することにより、会社の経営成績や財政状態の良否を判断することです。

財務分析を大きく分けると、「実数分析」と「比率分析」があります。実数分析は、財務諸表の実数をそのまま利用して分析し、比率分析は、財務諸表の実数から関係比率または構成比率を算出して分析します。

■ 財務分析

- | | | |
|-------------|---|--------------------------|
| 実数分析 | … | 財務諸表の実数を用いて時系列分析する |
| 比率分析 | … | 財務諸表の関係比率または構成比率を用いて分析する |

■ 実数分析

実数分析には、基本的な売上・利益増減分析、原価差異分析、経常収支分析、キャッシュフロー分析などがあります。販売実績の比較を販売地域別、営業所別、営業担当者別、商品群別などに区分した期間比較が必要です。このほかに、販売数量の増減による影響と販売単価の上下による影響も分析の対象となります。

増加、減少の要因を分析することによって、どこにどのような問題があるのか、いつまで、どうしなければならないのか、という改善策が明らかになります。

■ 比率分析

実数分析は、主に自社の過去データと比較することで増減分析を行うものです。

仮に経営成績の良否の判定を同業他社と比較しようとした場合、業種別の同業他社平均値と比較することになりますが、会社の歴史も違い、又、社員数も異なるため単純に実数を並べても比較しにくいところがあります。

この場合、実数を比率に置き換えると、規模の大小にとらわれず比較することができます。

2

企業経営情報レポート

実数分析の手法を理解する

■ 貸借対照表を実数分析する

貸借対照表を3期分対比し、資金の調達・運用の推移を見ていきます。

チェックポイントとしては、下記に示すとおり3つありますが、時系列に比較することが重要です。少なくとも3期以上のデータを時系列に並べて期間比較し、その変化を見ていきます。

チェックポイント1 大枠で傾向をとらえる

■ 売上高の増加率と総資本の増加率の関係

売上高増加率	>	総資本増加率……判定	○
//	=	// …… //	△
//	<	// …… //	×

■ 自己資本比率（総資産に占める自己資本の割合）は高まっているか

チェックポイント2 資金の調達と運用(使途)をつかむ

■ 良好な状態

- 内部留保（利益の蓄積）で設備投資している
- 内部留保（利益の蓄積）で売掛金の増加分を調達している
- 内部留保（利益の蓄積）で在庫の増加分を調達している
- 内部留保（利益の蓄積）で借入金の返済財源を調達している

■ 好ましくない状態

- 欠損の補填のために支払手形、買掛債務が増加した
- 欠損の補填を資産の処分で行った
- 欠損の補填のために借入金が増加した

チェックポイント3 科目を重点的に見る

■ 資産の部分分析

- 総資産の増減はどうか
- 流動資産の増減はどうか
- 売掛債権の増減はどうか
- 仮払金、貸付金、未収金が増加していないか
- 在庫、棚卸資産の増減はどうか
- 固定資産の増減はどうか

■ 負債の部分分析

- 流動負債の増減はどうか
- 買掛債務は増加していないか
- 固定負債の増減はどうか
- 借入金は増加していないか、返済期間は長くないか

3 企業経営情報レポート

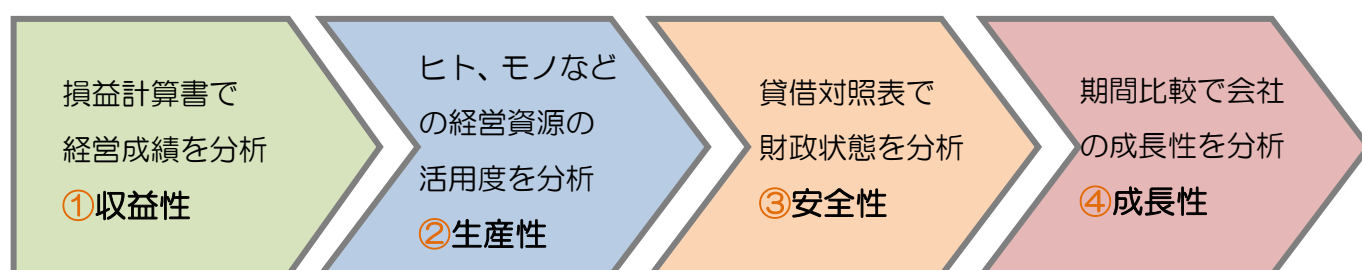
比率分析の流れと体系を理解する

■ 収益性、安全性、生産性、成長性の4つの視点から見る

比率分析には、①収益性、②生産性、③安全性、④成長性の4つの視点があります。

これらの分析は、密接に関連していますので、比率分析を行う際は、流れと体系を整理する必要があります。比率分析の流れは、下図のようになります。

■ 比率分析の流れと体系



まず始めに、会社が儲かっているか「収益性」を調べます。これは損益計算書を見て、売上高経常利益率などの各種利益率が、同業他社や業界平均よりも良いのか悪いのかを比較します。また、計画値と比べてどうなのかもチェックします。次に「生産性」のチェックです。人の動きについては、労働生産性や労働分配率をチェックします。そして、貸借対照表から「安全性」を調べます。資産と負債を見て支払能力があるか、負債と純資産の割合を見て借金体質になっていないかどうか、「資産の部」の流動資産と固定資産の内訳を見て、会社の費用構造を予想することなどです。最後にチェックするのが「成長性」です。これは、売上高や粗利益率、営業利益、経常利益の伸び率などを時系列で分析し、会社の成長性を確認するためのものです。各分析で用いる指標は下記の通りにまとめられます。

■ 比率分析で使用する主な指標

- ①収益性…総資本経常利益率、売上高経常利益率、総資本回転率など
- ②生産性…労働生産性、労働分配率など
- ③安全性…流動比率、当座比率、固定比率、固定長期適合率、自己資本比率など
- ④成長性…対前年売上高伸び率、各利益の伸び率など

■ 経営指標を毎月把握し経営改善のポイントを探る

経営指標は決算書が出来てから初めて見るものではなく、月次業績管理の中でも把握する必要があります。業界平均値や業界優良企業との比較で、自社の経営力のレベルを測ることができ、今後の目標設定にも役立たせることができます。

4

企業経営情報レポート

損益分岐点分析で黒字経営を実現する

■ 損益分岐点とは

損益分岐点とは、収益の額と費用の額が等しくなる点、すなわち利益も損失も生じていない売上高、いわゆる採算点をいいます。

損益分岐点は、売上金額だけでなく、工場の操業度や販売個数などによって表すこともできます。損益分岐点売上高は右のように固定費を限界利益率で除して求めます。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{\text{限界利益率}}$$

■ 損益分岐点比率で自社の経営安全度がわかる

現状または想定している売上高が、損益分岐点売上高と比較してどの位置にあるのかを示すのが損益分岐点比率であり、100%から損益分岐点比率を差し引いたものが経営安全度です。

これらは、以下の算式で表されます。

$$\text{損益分岐点比率} = \text{損益分岐点売上高} \div \text{実際売上高} (\%)$$

$$\text{経営安全度} = (\text{売上高} - \text{損益分岐点売上高}) \div \text{実際売上高} (\%)$$

損益分岐点比率は低いほど、現状または想定している売上高が損益分岐点売上高を上回っていることを意味し、損益構造上望ましいです。経営安全度については、高ければ現状または想定している売上高が損益分岐点売上高に対して余裕を持っていることを表しています。

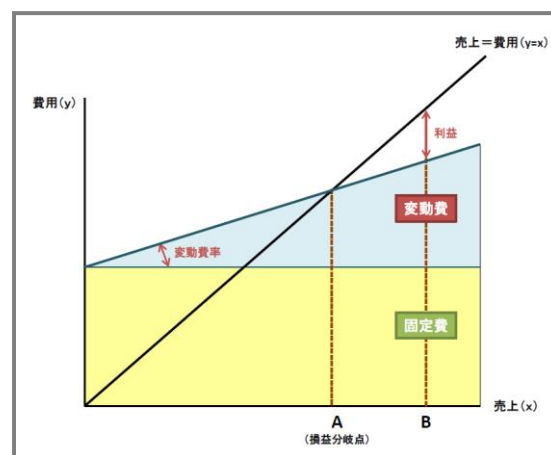
■ 損益分岐点図表（売上・費用・損益関係図）

損益分岐点を求める算式により、損益分岐点を図表化することができます。この図表により損益分岐点を可視化できるばかりだけでなく、利益を増加させる方法をコスト面からイメージすることができます。

■ 損益分析から判断すべき点

- 収益と費用のバランスがとれているか
- どの商品が利益に貢献しているのか
- 誰が売上に貢献しているのか
- どの地域や店舗が不採算地域なのか
- 将来投資がどの位組み込まれているか

■ 損益分岐点図表



レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:事業承継・相続 > サブジャンル:相続税の基本

相続人の範囲

**相続とは、相続人に財産が受け継がれることですが、
この場合の相続人は誰になるのか教えてください。**

民法では、遺産を相続することができる人のことを「法定相続人」と呼んでいます。法定相続人は、配偶者、直系卑属、直系尊属、及び兄弟姉妹のことであり、これ以外の方が相続人になることはありません。

■相続人の範囲

配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

●第1順位・・・子供（及び代襲相続人）

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります。実子はもちろん、養子も含まれます。

また婚姻していない者との間に生まれた子は、父親が認知していれば父親の相続人になります。

「胎児」（出生すれば相続人になれる胎内の子）については、民法はすでに生まれている子と同様に扱うことにしています。

なお、その胎児が死んで生まれた場合にはその相続はなかったものとします。

●第2順位・・・直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、近い世代である父母の方を優先。第2順位の方は、第1順位の方がいないとき相続人になります。祖父母は父母が死亡している時に相続人となります。

●第3順位・・・兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供。
第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいない場合に相続人になります。

●内縁の配偶者の相続権

相続権がある配偶者は、婚姻届を出されている正式な配偶者に限られます。内縁関係の方は、相続人になることはできません。

●養子、非嫡出子の相続権

養子及び非嫡出子についても、第1順位の相続人になります。

ジャンル:事業承継・相続 > サブジャンル:相続税の基本

相続時の注意点

相続時に注意しなければならない点とは何ですか？

相続は、死亡によって開始します。(民882条) 即ち、人の死亡があって相続が始まります。人の死亡があると、その相続人は、相続開始の時から、被相続人の一切の権利義務を承継することになります。ただし、一身専属のもの、例えば、運転免許証、お医者さんの資格、税理士の資格等は承継できません。

相続上の問題は大きく2つになります。1つは相続争いの防止、もう1つは相続税の納税です。相続争いは、普段の生活の上でも良く聞かれることと思います。いろいろなケースがあり、一言では言いきれませんが、何故、相続争いになるのか、相続争いとならないため、そして、相続税の納付が出来ず、相続破産(相続税支払いのため、家屋敷を手放す)にならないための心構えについて考えてみたいと思います。

■相続をさせる人の心構え

相続をさせる立場の人は、次の点を考慮して対策を進めましょう。

- 親にとっては子供であっても、子供同志は兄弟姉妹
- 残された配偶者の面倒を誰が見るのか、見てほしいのか
- 財産をどのように分けて欲しいのか、分けた後の維持管理は可能か
- 相続税はどのくらいか、納税は可能か
- 親族、知人等で相続の横やりを入れそうな人の排除

■相続人となるべく人の心構え

民法では、各相続人の相続分が決められ子供という立場から見れば、家を継いだ人も、分家に出た人も、他家に嫁いだ人も相続分は同じです。しかし、各相続人の家族構成・経済状況も異なり、また、家を継いだ人、事業の承継をした人等、それぞれの家に対する貢献度も異なります。したがって、相続人は、次の点を考慮して分割を考えるとよいでしょう。

- 遺産分割による取得は腹八分目がちょうどよい
- 相続人の意見には、その配偶者の意見も入る
- 親の面倒を見る人、家業を継いだ人のことを考える
- 自分の取得のみではなく納税方法も考える(納税を考慮した遺産分割)